

瀬戸市水野団地の分譲に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 2 2 年 3 月 2 6 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 1 7 号

瀬戸市水野団地の分譲に関する条例を廃止する条例

瀬戸市水野団地の分譲に関する条例（昭和 4 2 年瀬戸市条例第 1 3 号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。